

不作為による死体遺棄の継続を認めて公訴時効の完成を否定した事例

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 平成 30 年 7 月 2 日

【事 件 番 号】 平成 29 年 (わ) 第 4941 号

【事 件 名】 死体遺棄被告事件

【裁 判 結 果】 有罪

【参 照 法 令】 刑法 190 条、刑事訴訟法 250 条 2 項 6 号・253 条 1 項

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449610

事実の概要

被告人Xは、①平成4年10月12日頃、自己が出産した嬰兒の死亡後、死体をポリバケツ内にコンクリート詰めにし、そのポリバケツを文化住宅居室(当時の被告人方)の押し入れ内に放置した。さらに、②平成7年5月21日頃、③平成8年5月10日頃、④平成9年9月9日頃の各時点において、自己が出産した3名の嬰兒に対し同様の行為を行った。Xは平成27年6月10日頃に転居したが、その際、死体の入ったポリバケツをそれぞれ段ボール箱に詰めて梱包し、その段ボール箱4箱を転居後の被告人方押し入れ内に運び込み、放置した。Xは平成29年11月20日に自首し、同日、本件四児の死体が警察官により発見された。平成29年12月27日に③④の二児の死体を遺棄した罪で、平成30年1月31日に①②の二児の死体を遺棄した罪で公訴提起された。被告人側は公訴提起の時点では公訴時効が完成しているとして免訴の言渡しを求めた。

判決の要旨

「死体を葬祭すべき義務のある者がその義務に違反して死体を放置したような場合は、不作為による遺棄として死体遺棄罪の構成要件に該当するところ、死体の葬祭義務が消滅せず、その義務違反行為が続いている場合には、不作為による遺棄が継続して行われていると解すべきである」。「被告人は、本件四児の母親であり、文化住宅居室において本件四児の死亡当時、他人にその存在を明らかにしていなかったのであるから、その死体を葬祭すべき義務を負っていたことは明らかであ

る。そして、被告人は、その頃から平成29年11月20日までの間、被告人の転居に伴い移動させながら、本件四児の死体を当時の被告人方である文化住宅居室や被告人方の押し入れ内に放置していたのであるが、……その間、文化住宅居室や被告人方には、被告人だけでなく、被告人の家族も居住していたものの、被告人が本件四児を妊娠・出産したことや本件四児の死体が上記のとおり放置されていることを知っていたのは被告人のみであり、かつ、それらの死体は、ポリバケツ内にコンクリート詰めにして押し入れ内に入れられるという、事情を知らない者によって発見されることが想定し難い状態で放置されていたのであるから、同居人ら他人による本件四児の葬祭はおおよそ期待できなかった」。「このように、本件においては、上記放置期間中、本件四児の死体を葬祭するか否かは被告人のみに委ねられ、被告人が本件四児の死体をその支配領域下に置いていたと評価できることに鑑みると、被告人が本件四児の死体を葬祭すべき義務は消滅しておらず、その義務に違反する行為として、不作為による遺棄が継続していたというべきである」。「弁護人は、本件死体遺棄行為の違法性は、本件四児の死体をポリバケツに入れてコンクリート詰めにして押し入れに入れるなどした作為により評価し尽くされているので、その後の放置行為に死体遺棄罪は成立しないと主張する。しかし、本件では、作為によって死体を隠匿等遺棄した者が、その支配領域を離れた場所に死体を放置した場合と異なり、死体の放置を開始した後も死体を自らの支配領域下に置き続けているのであるから、死体の放置行為自体にも、葬祭義務に違反する行為として、当初の隠匿等の行為では評価し尽くせない違法性が認められる」。

「弁護人は、死体遺棄罪を継続犯として解釈すると、永久的に公訴時効が完成しないこととなるというが、一方で、死体の放置行為に先行する作為による遺棄行為が認定できる場合と認定できない場合とで公訴時効の起算点等に大きな違いが生じるというのも不合理というべきである」。「本件各公訴提起時においては、死体遺棄罪の公訴時効である3年が経過しておらず、公訴時効が完成していないことは明らかである」。

判例の解説

一 問題の所在

死体遺棄罪(刑法190条)は、通常は死体の投棄・隠匿等の作為により実現されるが、埋葬義務者(葬祭義務者)¹⁾および死体監護義務者²⁾がその義務を履行しないという不作為により実現されることも認められている³⁾。他方、死体遺棄罪の公訴時効は3年である(刑訴250条2項6号)。公訴時効の起算点は「犯罪行為が終った時」(刑訴253条1項)であるから、通常、死体を作為により遺棄すれば、それは状態犯と解されるため、遺棄行為の終了時から3年が経過すれば公訴時効が完成する。これに対し、不作為による死体遺棄の場合、犯罪の終了時期および公訴時効の起算点について定まった理解はない。

本件では、死体の各隠匿行為から公訴提起まで3年以上が経過している(転居時の死体の隠匿場所の移転については後述)。しかし本判決は、被告人が埋葬義務を果たさず死体を放置したことに関し、死体発見時までの不作為による死体遺棄の継続を認めて公訴時効の完成を否定した。そこで、第1に、本判決が、作為による死体隠匿行為があるにもかかわらず、埋葬義務違反に基づく不作為犯を見出し、それを犯罪事実の前面に位置づけたことの妥当性、第2に、不作為による死体遺棄の継続を認めたことの妥当性について検討する。

二 従来の判例との比較

本判決以前に、大阪地判平28・11・8(D1-Law28244597。以下、「28年判決」)も、不作為による死体遺棄の継続を認めて、公訴時効の完成を否定した。しかし不作為による死体遺棄の継続を認めて公訴時効の完成を否定するという運用が、かねてから行われてきたわけではない。従来の判例

では、死体の新たな遺棄を認めることで公訴時効の完成を否定してきた。すなわち、当初作為により死体を遺棄した後でも、死体の新たな遺棄(死体の投棄など)を行えば公訴時効はその時点から改めて起算されるところ、従来の判例では、不作為による死体遺棄の継続を認めて端的に公訴時効の完成を否定できる場合でも、取り立ててそれを問題にすることなく、死体の新たな遺棄を見出して公訴時効の完成を否定していた³⁾(もっとも、死体の新たな遺棄は単に死体の隠匿場所を移転させただけでは認められない⁴⁾)。

こうした判例の状況からすれば、不作為による死体遺棄の継続は、死体の新たな遺棄を見出すことができない場合に、公訴時効の完成を回避するために持ち出されたとの見方もできる。だからこそ大阪地判平25・3・22(判タ1413号386頁)は、「[不作為による死体遺棄で犯罪が継続とする]檢察官の主張に従うと、作為犯としては公訴時効が完成しているにもかかわらず、同じ死体遺棄行為をもっぱら不作為犯として構成することにより、葬祭義務を果たすか、葬祭義務を果たすことができない状態にならない限り、半永久的に公訴時効が完成しないことになる」との懸念を示したのである⁵⁾。その懸念を前提に、同判決は、死体遺棄に作為犯と不作為犯が併存する場合に、不作為犯を死体遺棄罪にあたる行為として認定するのを避けて、作為犯の方を認定し、公訴時効の完成を認めた。

28年判決は、当初の死体隠匿行為との関係を考慮しつつ、不作為による死体遺棄の継続を認める一方、死体の隠匿場所の移転に関して死体の新たな遺棄の有無をも考慮して検討しそれを否定した。これに対し、本件では、当初の死体隠匿行為とともに隠匿場所の移転があるにもかかわらず、檢察官は、死体の放置という不作為のみを死体遺棄罪の実行行為として起訴し、本判決も、当初の死体隠匿行為との関係や死体の新たな遺棄の有無に触れることなく、継続する不作為の死体遺棄のみを認めて、公訴時効の完成を否定した。そこでは、継続する不作為の死体遺棄のみを端的に認めれば公訴時効の完成を否定できるのであって、その際に当初の死体隠匿行為との関係や死体の新たな遺棄の有無を考慮する必要はないとの考え方が、従来の判例よりも強く現れているといえる。

三 限定的な継続性と不作為犯の位置づけ

不作為による死体遺棄の継続を認める見解は、学説でも近時有力である。その見解の一つは、「死体がきちんと弔われることなく、放置されている状態が継続する限り、その間、葬祭義務者の義務の不履行は継続する」⁶⁾とし、「葬祭義務を負う者が山中に死体を埋めるなど作為の死体遺棄行為を行った場合であっても、死体を適切に弔わないという不作為は併存して成立し続けている」⁷⁾とする⁸⁾。この理解から、当初の作為による死体遺棄について公訴時効が完成していても、不作為の死体遺棄による処罰の可能性を認める⁹⁾。

しかし、不作為による死体遺棄の継続を認める本判決および28年判決は、不作為による死体遺棄一般の継続を認めるものではない。本判決は、「本件四児の死体を葬祭するか否かは被告人のみに委ねられ、被告人が本件四児の死体をその支配領域下に置いていたと評価できることに鑑みると、被告人が本件四児の死体を葬祭すべき義務は消滅しておらず、……不作為による遺棄が継続していた」といえるとし、あくまで死体を支配領域下に置いていたがゆえに埋葬義務（違反）の継続性を認めるものである。28年判決も同様である。

この支配領域性は、埋葬義務が認められた上で指摘される要素であるため、作為義務の発生根拠ではなく、義務の継続性を支える事実的要素である。この支配領域性によって、「当初の隠匿等の行為では評価し尽くせない違法性」が認められ、その結果、当該不作為犯が犯罪事実の前面に位置づけられる。他方、本判決は「支配領域を離れた場所に死体を放置した場合」を別とするから（例えば山中への死体遺棄）、この場合には、埋葬義務違反は重要性を持たず、作為犯が犯罪事実の前面に位置づけられ、作為犯が終了したからといって、継続する不作為犯が打ち出されることもない。

死体遺棄罪において当初の作為犯と埋葬義務違反に基づく不作為犯は併存関係にあるが¹⁰⁾、包括一罪としての処理において、当該不作為犯を犯罪事実の前面に位置づけること自体は問題ではない。作為犯の認定が原則であり、不作為犯の認定は例外的・補充的な場合に限られるとする必要もない¹¹⁾。例えば、死体監護義務者が死体を両親に引き渡さず放置した事案に関する福岡高宮崎支判平14・12・19（判タ1185号338頁）は、第一審が死体領得罪の成立を認めたのに対し、死体監

護義務違反に基づく不作為による死体遺棄罪の成立を認めた¹²⁾。第三者でもなしうる死体領得ではなく、まさに死体監護義務者が死体を引き渡さなかった点を重視して不作為犯を犯罪事実の前面に位置づけたもので、適切な理解である。

四 継続的な埋葬義務は認められるべきか

それでは、不作為による死体遺棄の継続を認めたことは妥当か。本判決は、「死体の放置を開始した後も死体を自らの支配領域下に置き続けているのであるから、死体の放置行為自体にも、葬祭義務に違反する行為として、当初の隠匿等の行為では評価し尽くせない違法性が認められる」とする。本判決は、死体が被告人の支配領域下に置かれることで、死体が埋葬されるか否かが被告人のみに依存していた点を特に注視する。他方、支配領域外に死体が置かれた場合を別とするから、支配領域外にある場合には、他人による埋葬の可能性があることに着目しているのだと思われる。だとすると、支配領域下での死体の放置に当初の死体隠匿行為では評価し尽くせない違法性が認められたのは、単に死体を埋葬しなかったことではなく、他人による埋葬の可能性を排除し続けたことによるのだと思われる。こうした理解に基づき埋葬義務（違反）の継続を認めることは妥当であろうか。

死体遺棄罪は、死者に対する敬虔感情を保護法益とする¹³⁾。人は生活圏に死体があることを忌み嫌う。そのため近親者は、死体が人に忌み嫌われることのないように埋葬し生活圏から離す。死醜視認の回避という側面もあり、その観点では、敬虔感情とは、死体に対して死醜が視認されないように埋葬してあげるということになる。これが死者に対する敬虔感情の実質であり、保護されるのは、特定人の感情ではなく、そうした感情に基づく社会的慣習である¹⁴⁾。

本罪では、死者のために行う社会的慣習が保護されるから、埋葬義務とは、単に死体を埋葬することではない。死体が死醜を視認されないように、すみやかに埋葬することが埋葬義務の内容となる。すみやかな埋葬の期間を過ぎた後の埋葬は、（当該埋葬義務者にとっては）法が求める埋葬ではない¹⁵⁾。他方、死体放置の抑止は、すみやかな埋葬の期間に埋葬義務を果たさないことの処罰で図られていることであり、社会的慣習を保護するにすぎない死体遺棄罪において、それ以上に事後

的な義務を課してまで解消すべき継続的な危険はない。それゆえ、すみやかな埋葬の期間後に埋葬義務が肯定されることはない¹⁶⁾。

本判決も、埋葬義務者が死体を支配領域外（山中など）に遺棄した場合に、併存する不作為犯（埋葬義務違反）の成立を否定するわけではないであろう。そうであるのに継続した不作為犯が認められないのは、本判決も、すみやかな埋葬を義務内容とし、埋葬義務の時間的射程が短いことを基本としているからだと考えられる。これに対し、死体が支配領域下にある場合は、本判決にとっては別である。埋葬義務者がすみやかな埋葬を果たさず、ことさら他人による埋葬可能性をも排除する場合には、その可能性を排除した分、埋葬義務者自身が埋葬しなければならないとして、埋葬義務の継続を認めるからである。

しかしその場合に限定したとしても、埋葬義務の継続は、次の実質的理由からも妥当ではない。埋葬は、名誉毀損罪に関する摘示事実を削除するような場合とは異なり、個人的に行うことはできない。適正に埋葬するためには、医師の死体検案書等を添えて死亡届を提出し、市町村長の埋葬許可を得なければならない¹⁷⁾。この一連の手続を事後的に義務づけることは、公的機関に対し、当初自らが行った死体遺棄罪に関し刑事責任が問われる事項の申告を義務づけるものである。もちろん、人を傷害した者に対し、被害者に対する事後的な救助義務を課することはありうるし、その義務の履行に当初自らが行った傷害罪について刑事責任が問われる可能性が伴うこともある。しかしそうした不利益を伴う事後的な義務を、個人の具体的・抽象的な利益を保護するために課することはあっても、死者に対する社会的慣習を保護するにすぎない場合にまで課すべきとは思われない。

五 おわりに

継続した埋葬義務を認めない場合、当初の埋葬義務違反の後には、死体が埋葬されていないという違法状態が残る。しかし違法状態の残存は公訴時効の進行を妨げない。それは例えば窃盗罪の場合でも同様である。

本判決は、弁護人の主張に、当初不作為犯がある場合とない場合とで公訴時効の起算点に違いが生じるとの不均衡を捉えて、死体が埋葬義務者の支配領域下にある場合には、作為犯の存否に関わら

ず不作為犯の継続を認めることとした。不作為による死体遺棄の継続を認める実質的目的の一つがその不均衡の解消にあるのだとしても、それは不作為犯の継続を認めなければ済むことと思われる。

●—注

- 1) 本稿では、死体を葬ることを意味して「埋葬」とし、判例等で葬祭義務と呼ばれるものを「埋葬義務」とする。詳しくは、松尾誠記「死体遺棄罪と不作為犯」関学68巻1号（2017年）77頁以下参照。
- 2) 大判昭13・3・14刑集3巻285頁など。
- 3) 死体の新たな遺棄が認められて公訴時効の完成が否定された事例として、秋田地判平5・1・27公刊物未登載、東京地判平8・10・25D1-Law28167606。
- 4) 死体の新たな遺棄は、単に死体の隠匿場所を移転しただけでは認められず、死体の管理状況の変化が必要とされる。松尾・前掲注1）95頁以下参照。
- 5) 山口厚「判批」平成17年度重判解（2006年）159頁は、名誉毀損罪に関し、削除義務違反の継続に基づいて告訴期間・公訴時効期間の制限を潜脱することを批判する。
- 6) 橋爪隆「不作為の死体遺棄罪をめぐる問題」椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学』（信山社、2016年）267頁。
- 7) 橋爪・前掲注6）269頁。
- 8) 同様の見解として、西田典之ほか編『注釈刑法（2）』（有斐閣、2016年）680頁〔嶋矢貴之〕、山中友理「死体遺棄罪における遺棄行為の終了について」『日高義博先生古稀祝賀論文集（下）』（成文堂、2018年）291頁以下。
- 9) 橋爪・前掲注6）258頁以下参照。
- 10) 当初の作為犯と埋葬義務違反に基づく不作為犯の関係については、松尾・前掲注1）86頁以下参照。
- 11) 前掲大阪地裁平成25年判決は、不作為犯の認定を例外的・補充的な場合に限定するが、適切ではない。安田拓人「判批」法教443号（2017年）140頁も同旨。
- 12) 第一審は宮崎地判平14・3・26判タ1115号284頁。この点については、松尾・前掲注1）81頁以下参照。
- 13) 山口厚『刑法各論（第2版）』（有斐閣、2010年）522頁。
- 14) 死体遺棄罪の保護法益については、原田保「死体損壊・遺棄罪の成立範囲」愛学46巻2号（2005年）1頁以下、同「新たな葬送に関する遺骨遺棄罪等の成否」愛学宗研58号（2018年）64頁以下が詳しい。
- 15) 死亡の届出期間（7日）を考慮した相当の期間内であれば「すみやかか」といえると思われる。死亡後、時間が経過してから死体が発見された場合には、その時点からすみやかに埋葬することが求められる。
- 16) 松尾・前掲注1）92頁以下参照。
- 17) 生活衛生法規研究会監修『新訂逐条解説墓地、埋葬等に関する法律（第3版）』（第一法規、2017年）19頁以下参照。